第 11 回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ~郡山市新しい生活様式推進本部会議~

次 第

日 時:令和2年8月20日(木)19:00~

場所:特別会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について
 - (2) その他
- 4 閉 会

別 紙

【会議概要】

- 参集者 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、代表監査委員、 全部局長、郡山地方広域消防組合消防本部消防長
- 1 開 会
- 2 あいさつ

(市長)

急にお集まりいただき恐縮です。

本市でクラスターと言われる事案が発生したこと、また、県中保健所管内で本市の職員が新型コロナウイルスに感染したことを踏まえ、お集まりいただいた。

これまでもその都度、情報共有してきたが、自治体として説明責任を果たさなければならない一方で、プライバシーに配慮しながら公表することで、教訓として、こういうケースで罹患していることを公表し、参考にしてもらっている。

今まで正規職員で罹患した人はいなかったが、心ならずも今回陽性の判定を受けた職員がでたことから、改めて、感染防止のために何をすべきかを再確認するためにお集まりいただいた。

3密の定義は定性的なものでわかりにくい。わかりやすく、「換気をしましょう」「手を洗いましょう」「2m離れて飛沫が飛んでも届かないようにしましょう」というような説明を申し上げてきた。

改めて、職場でもこの3つのポイントを維持していただきたい。

窓を開けると書類が飛ぶとか、南側の窓を開けると日差しが入るとか言わず、2m離れて換気を良くして対応してほしい。

私ごとになるが、玄関でスーツを脱ぎ、すぐに入浴、洗髪をするようにしている。一人ひとりの努力が罹患の可能性を下げることをもう一度皆様と共有したい。

8月6日に文部科学省から学校ではこうしてほしいというガイドラインが示されている。資料を配付するので、職員も保護者として内容を確認してほしい。もう一度、感染防止のための原理原則にかえってセーフティミニマムに徹してほしい。

3 議 事

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

(保健福祉部長)

市内21例目~23例目について、資料に基づき説明。

(総務部長)

市職員(富田行政センター)の罹患について、資料に基づき説明。 施設内消毒を実施した上で、明日(8月21日)から業務を再開する。

行政センター間の対口支援及び、以前、富田行政センターに在籍していた 職員5名で対応するので、センターからの問合せがあればよろしくお願いし たい。

「市職員等又は家族が確定患者となった場合の対応について(案)」については資料の朱字部分を修正したいのでよろしくお願いしたい。

それ以降については、これまでにお示しした資料となるので、再度確認を お願いしたい。

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館に関する指針(7月31日改正)」については、適用期間を8月31日までとしているが、今後、県に合わせる形で修正していきたいと考えているので御了承いただきたい。

(2) その他

(市長)

感染防止のため、できるだけネット会議で済ませられるような文化をつくってほしい。

バスやタクシー会社についても徹底的な消毒と注意喚起をお願いしたい。

(総務部長)

職員のマスク着用の徹底と併せ、フェイスシールドも準備するので、必要な場合は職員厚生課に連絡してほしい。

郡山市職員の新型コロナウイルス感染発生について



令和2年8月20日 郡山市総務部 職員厚生課

担当:遠藤 尚孝

TEL: 924-2241

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他感染症に対応する」 ターゲット 3.3

令和2年8月20日、本市職員の新型コロナウイルス感染が判明いたしました。

【市内 18 例目の濃厚接触者】

| Filat 1 10 Mana | |
|-----------------|--|
| 勤務先 | 富田行政センター |
| 年代 | 3 0代 |
| 性別 | 男性 |
| 居所 | 市外在住(須賀川市) |
| 症状・経過等 | 8月16日 郡山市青少年会館で合唱練習に参加。 |
| | 8月17日 終日(8時30分~17時15分)勤務先で勤務。 |
| | 主として総務事務に従事。 |
| | 窓口繁忙時にマイナンバーカード交付など各種証明書の交付事務に従事。 |
| | (マスク着用、飛まつ感染防止シート越しで対応) |
| | 8月18日 勤務先へ出勤後、研修へ出発。 庁内研修に参加(10:00~16:00)。 |
| 1 | 19 時頃市内 18 例目の濃厚接触者と判明。 |
| | 県中保健所から本人に自宅待機の要請。 |
| | (体調に変化なし。 36 度台の平熱。) |
| | 8月19日 自宅待機 |
| · | 県中保健所からの要請により市外医療機関を受診し検体採取。 |
| · | 8月 20 日 PCR 検査の結果、陽性と判明。 (38 度台の熱あり。) |
| 勤務施設等の | 当該職員が勤務していた富田行政センターについては、本日(8月20日)の14時45 |
| 対応 | 分に施設全体(同建物内の富田公民館を含む)を臨時閉館とした上で、施設内消毒を |
| | 実施。 明日(8月21日)から再開を予定。 |
| 備考 | |

<報道機関の皆様へ>

感染者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に 格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の発生について 【市内21例目~23例目】



令和2年8月20日 郡山市保健福祉部 保健所地域保健課

マーゲット 3.3

担当:佐久間 敦雄

TEL: 924-2163

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

8月20日、郡山市保健所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が3名確認されました。

【21例目:市内18例目の濃厚接触者】

| 年代 | 10代(郡山第一中学校生徒) | | | | | | |
|--------|---|--|--|--|--|--|--|
| 性別 | 女性 | | | | | | |
| 居所 | 市内在住 | | | | | | |
| 症状・経過等 | 8月16日~18日 市青少年会館に宿泊。合唱練習に参加(16日~17日)。 | | | | | | |
| | 8月18日 市中央公民館に移動して合唱練習に参加。 | | | | | | |
| | 8月19日 市内18例目の濃厚接触者として、市内医療機関を受診し検体採取。 | | | | | | |
| | 8月20日 38.0℃ 咽頭痛。PCR 検査の結果、陽性と判明。市内医療機関入院。 | | | | | | |
| 渡航歴 | 発症 14 日前海外渡航歴なし。 | | | | | | |
| 濃厚接触者 | 家族3人 | | | | | | |
| 備考 | 市内18例目の濃厚接触者 | | | | | | |

【22例目:市内18例目の濃厚接触者】

| | 10万日の展内は10万円 |
|--------|---------------------------------------|
| 年代 | 10代(郡山第一中学校生徒) |
| 性別 | 女性 |
| 居所 | 市内在住 |
| 症状・経過等 | 8月16日~18日 市青少年会館に宿泊。合唱練習に参加(16日~17日)。 |
| | 8月18日 市中央公民館に移動して合唱練習に参加。 |
| | 8月19日 38.0℃ 咳、頭痛、咽頭痛 |
| | 市内18例目の濃厚接触者として、市内医療機関を受診し検体採取。 |
| | 8月20日 PCR検査の結果、陽性と判明。市内医療機関入院予定。 |
| 渡航歴 | 発症 14 日前海外渡航歴なし。 |
| 濃厚接触者 | 家族3人 |
| 備考 | 市内18例目の濃厚接触者 |

【23例目:市内18例目の濃厚接触者】

| <u> </u> | |
|----------|--|
| 年代 | 20代 |
| 性別 | 男性 |
| 居所 | 市内在住 |
| 症状・経過等 | 8月16日 市青少年会館で合唱練習に参加。 |
| | 8月19日 市内18例目の濃厚接触者として、市内医療機関を受診し検体採取。 |
| | 8月20日 38.7℃ 頭痛、鼻閉、味覚障害。PCR 検査の結果、陽性と判明。市内医 |
| | 療機関入院予定。 |
| 渡航歴 | 発症 14 日前海外渡航歴なし。 |
| 濃厚接触者 | 家族3人 |
| | その他の濃厚接触者については現在調査中。 |
| 備考 | 市内18例目の濃厚接触者 |

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格 段の御配慮をお願いします。

1 目 的

市職員及び市施設等に勤務する委託業者等(以下「市職員等」という。)又はその家族が新型コロナウイルス感染症の確定患者となった場合、市施設内における感染拡大を防止するため以下の対応を行う。なお、この対応は市内の確定患者数が少数にとどまり、以下の対応とすることが市内の感染防止に効果があると考えられる期間に限るものとする。

- 2 市職員等が確定患者となった場合の対応
 - (1) 保健所長は確定患者に対し感染症指定医療機関に入院を勧告。(感染症法第19条) なお、退院基準を満たしたとき退院となる。以後、職場復帰とする。
 - (2) 濃厚接触市職員等の把握

保健所長は確定患者が症状発現(発熱又は呼吸器症状等)の2日前から接触した者について調査を 行い、「濃厚接触者」を把握する。なお、確定患者が症状発現後出勤していない場合は、所属課の 市職員等は濃厚接触者に該当しないものとする。

- (3) 濃厚接触市職員等の範囲(確定患者が症状発現後出勤にしていた場合)
 - ① 所属課の市職員等のうち半径 2 メートル以内に座席が入る者は無条件で濃厚接触者とする。 1 メートル程度の距離で、感染防止対策なしに 15 分以上接触した場合、濃厚接触者とする。
 - ② 所属課の市職員等のうち①以外の者については、確定患者の症状発現後滞在期間の2日前から確 定患者との業務上の接触の程度を考慮し、総合的に判断する。
 - ③ 確定患者市職員等が症状発現後の2日前から接触し、必要な感染予防策(マスク)なしで、業務 上接触(2メートル以内で長時間)した1メートル程度の距離で、感染防止対策なしに15分以上 接触した業者等外部者について濃厚接触者とする。
 - ④ 所属の市職員等が確定患者となり入院し又は濃厚接触市職員等が自宅待機となった場合は、所属は業務継続計画(BCP)に基づき事務を継続する。なお、継続すると判断した業務に必要な人員は、部局内又は市組織全体で対口支援により配置する。
- (4) 濃厚接触市職員等への対応
 - ① 保健所長は、濃厚接触市職員等で発熱、呼吸器症状がある者に PCR 検査を行う。濃厚接触市職員 等は結果が出るまでは自宅で待機する。
 - ② 濃厚接触市職員等で症状の無い者は14日間、自宅で待機する。
 - ③ 濃厚接触とされない他課の市職員等については、出勤前に体温を測定し、発熱があれば出勤しない、若しくは勤務中に発熱した場合は帰宅する。また、発熱等症状がない場合はマスクを着用し勤務する。
 - ④ 濃厚接触市職員等は、勤務を要する日における健康状況について、報告する。
 - ⑤ 所属は、職員の報告に基づき、別紙「健康管理票」を作成し、職員厚生課へメールにて報告する。
- (5) 濃厚接触市職員等が利用した職場、施設等の消毒等
 - ① 所属長(課長)は、施設等の消毒、施設等の市職員等の確認が終了するまでは、当該施設等の業

務を停止する。

- ② 所属長(課長)は、保健所の助言を受け、確定患者市職員等が症状発現後の2日前から滞在した施設・場所については、その滞在の状況に応じて、必要な消毒を行う。その際消毒の範囲は必要以上の対応とならないよう留意する。
- ③ 消毒の方法については、別添により実施する。
- (6) 確定患者市職員等に関する市民への情報公開

確定患者市職員等が窓口業務等不特定多数の市民に対応していた場合、市内の確定患者数が少数にとどまり、確定患者市職員等に関連する情報を公開することが、市内の感染防止に効果があると考えられる場合、市長は当該市職員等の所属課(窓口名)、当該市職員等の症状発現の2日前から勤務停止までの期間について速やかに公表し、当該市職員等と接触があった市民には保健所に相談するよう、報道機関等を通じて要請する。

- 3 市職員等の家族が確定患者となった場合の対応
 - (1) 市職員等への対応
 - ① 濃厚接触者でかつ症状の無い場合は、14日間自宅で待機する。
 - ② 職員は、勤務を要する日における健康状況について、報告する。
 - ③ 所属は、職員の報告に基づき、別紙「健康管理票」を作成し、職員厚生課へメールにて報告する。
 - (2) 市職員等が症状を有している場合の対応

PCR 検査を行い、確定患者となった場合「2 市職員等が確定患者となった場合の対応」の措置をとる。

4 そ の 他

(1) 出勤前の体温測定と発熱時の勤務自粛

市職員等は、出勤前に体温を測定し、発熱等症状があれば所属長(課長)へ報告し出勤しない。また、出勤後に発熱等症状があれば所属長(課長)へ報告し帰宅する。

(2) 発熱等症状のある市職員等の対応

発熱等症状のある市職員等は、速やかにかかりつけ医を受診し、診断結果を所属長(課長)に報告する。

(3) 職員厚生課長・保健所長への報告

上記の報告を受けた所属長(課長)は、遅滞なく職員厚生課長に報告する。職員厚生課長は取りま とめの上、日報として保健所長へ報告する。

(4) 職場の換気の実施

この感染症は、密閉状況において感染拡大することから、所属職員は始業前、昼食時、定時退庁時 決められた時間に換気を行う。

5 附 則

この基準は、令和2年3月12日から施行する。

この基準は、令和2年8月20日から施行する。

| 所属 | | |
|----|--|--|
| 川馬 | | |

<u>氏名</u>

| | | 体温 | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 定状 | | | ##=7.## |
|----|---|----|------|----|---------------------------------------|--------|-----------|------|---------|
| 月日 | 咳 | | 喉の痛み | 鼻水 | 頭痛 | 倦怠感 | 味覚、・嗅覚の異常 | 特記事項 | |
| 月 | 日 | °C | | | | | | | |
| 月 | 日 | °C | | | | | | | |
| 月 | 日 | °C | | | | | | | |
| 月 | 日 | °C | | | | | | | |
| 月 | 日 | °C | | | | | | | |
| 月 | 日 | S | | | | | | | |
| 月 | 日 | S | | | | | | | |
| 月 | 日 | S | | | | | | | |
| 月 | 日 | °C | | | | | | | |
| 月 | 日 | S | | | | | | | |
| 月 | 日 | S | | | | | | | |
| 月 | 日 | S | | | | | | | |
| 月 | 日 | °C | | | | | | | |
| 月 | 日 | S | | | | | | | |
| 月 | 日 | °C | | | | | | | |
| 月 | 日 | °C | | | | | | | |
| 月 | 日 | °C | | | | | | | |
| 月 | 日 | °C | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(別添)消毒の方法

感染拡大防止のため、厚生労働省から通知等(※)に基づき施設等の適切な消毒をお願いします

〈作業全般の注意事項〉

・消毒作業者は二次感染予防のため、使い捨てゴム手袋、使い捨てマスク、ゴーグル(または保護メガネ)等を着用し作業を実施する

使用後は廃棄し再使用しない

・作業に使用したものは、使用後すぐにゴミ袋を二重にしたものに入れ廃棄する

〈用意するもの〉

- ・消毒薬(消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム)
- 使い捨てタオル(または使い捨てクロス)
- ・使い捨てゴム手袋
- 使い捨てマスク
- ・ゴーグル(または保護メガネ) → 再使用する場合消毒して使用する
- ・バケツ
- ゴミ袋

〈消毒箇所〉

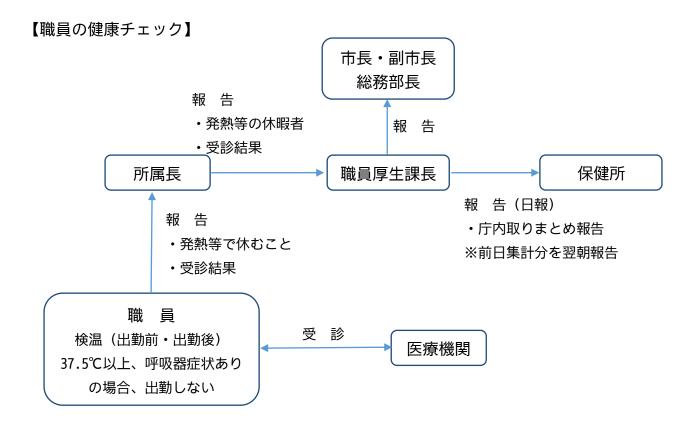
感染者が接触した可能性のある箇所

(ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ、手すり、蛇口、流水レバーなど)

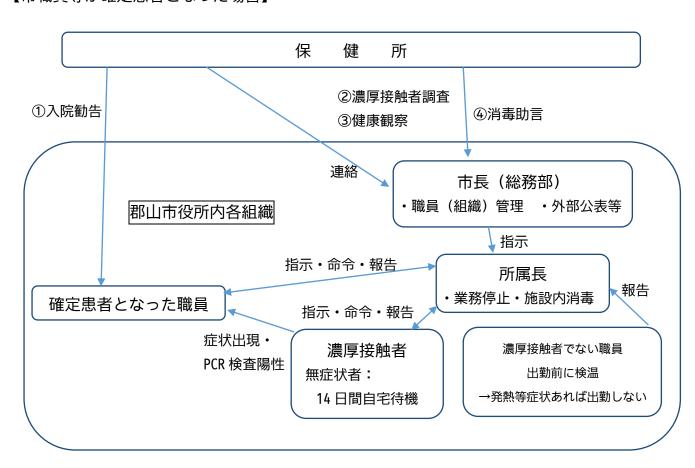
く消毒手順〉

- ① ゴミ袋を二重したものを準備
- ② 使い捨て手袋、使い捨てマスク、ゴーグル(保護メガネ)等を着用
- ③ バケツ等に消毒薬を調整
 - ・次亜塩素酸ナトリウムは0.1%に希釈:原液が6%の場合60倍に希釈
 - ・消毒用アルコールは原液のまま使用
- ④ 消毒薬を使い捨てタオル等に染みこませ、該当箇所をふき取り(次亜塩素酸ナトリウムで消毒の場合、その後使い捨てタオル等で水拭き)
- ⑤ 使用した使い捨てタオル等はすぐゴミ袋に入れ、ゴミ袋の口はその都度しめる
- ※「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課) 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス(2015年6月25日版)」(一般社団法人日本環境感染学会) 「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)

市職員の健康チェック・確定患者発生時のフロー



【市職員等が確定患者となった場合】



新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の公表について

郡山市内の医療機関から郡山市保健所に確定患者の届け出があった場合の公表の取り扱いについては、市内の確定患者数が少数にとどまり、確定患者に関連する情報を公開することが、市内の感染防止に効果があると考えられる期間に限り以下のとおりとする。

なお、以下の考え方は基本であり、個々の確定患者の発症から保健所が把握するまでの間、公衆衛生 上の必要性を前提に症状や行動の内容に応じ、実情に応じ関係者と協議の上、個別に対応する。

1 確定患者に関する情報

- (1)確定患者の属性(性、年齢、職業、居住地域等)については、福島県が公表する情報とする。
- (2) 確定患者の勤務先等については、不特定多数の者が日常的に利用する市有施設であって、患者が発症後も勤務していることが確認された場合には、施設名を公表する。
- (3)確定患者の勤務先等について、特定の者が利用する市有施設であっても、小中学校、保育所等名を公表しないことによって、どの施設で発生したのかと多くの市民に不安が生じることが想定される場合は、公表する。
- (4) 確定患者の住所については、公表しない。

2 確定患者が利用した宿泊施設・公共交通機関に関する情報

確定患者が、発症から保健所が把握するまでの間に、利用した宿泊施設及び公共交通機関(以下「施設及び機関」という。)については、クラスター感染の防止など公衆衛生上の必要性を前提に、個人のプライバシーの確保、そして社会システムの維持等を勘案し、公表の内容を決定する。

また、その他の利用施設については、この考え方に準じて公表の内容を決定する。

なお、国や福島県の公表内容との整合性を図る。

3 濃厚接触者に関する個人情報

- (1) 濃厚接触者に関する個人情報は公表しない。
- (2) 濃厚接触者は PCR 検査結果で陽性と判断された段階で確定患者となることから、上記「1 確定 患者に関する情報」及び上記「2 確定患者が利用した宿泊施設・公共交通機関に関する情報」の 取り扱いとする。

4 今後の見直し

この公表基準は今後の状況変化や国県の方針を踏まえ、変更することがある。

5 附 則

この基準は、令和2年3月12日から施行する。

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等 及び市有施設の開館に関する指針 (7月31日改正)

1 これまでの経緯と現状認識

国においては、令和2年4月7日に、東京都や大阪府など7都府県に新型インフルエンザ対策特別措置法(以下「法」という。)に基づく緊急事態宣言を行い、4月16日にはその区域を全国に拡大した。

その後、感染状況の評価・分析等を踏まえ、対象区域の見直しを行い、5月 14 日には8都道府県に、5月 21 日には5都道県に縮小する区域変更を経て、5月 25 日には、法に基づく緊急事態解除宣言を行うとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の見直しを行い、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきたが、今般の感染状況等を踏まえ、8月末までは現在の開催制限を維持することとした。

これらを踏まえ、福島県においては、5月 15 日に「緊急事態措置」を解除し、今後の「感染防止対策」を発表するとともに、5月 27 日に見直しが行われた。その後、国の方針を踏まえ、7月 30 日にその見直しが行われたところである。

このような中、本市においては、2月20日に本指針を策定し、随時見直しを行いながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に努めてきたところであるが、今般の県の「感染防止対策」の見直しを踏まえ、市主催等のイベントの開催等及び市有施設の開館について、次のとおりとする。

2 市有施設の開館について

市有施設は、安全性の確認や適切な感染予防策等、準備が整った施設から順次開館する。ただし、施設の特性や利用形態等により感染のおそれが高い施設については、その全部又は一部の使用を休止することがある。

開館後においても、感染症拡大防止の観点から、定員変更、入場制限、時間制限等を設けることができるものとする。また、施設内において感染が発生した場合、または発生するおそれが高いと判断した場合は休館することがある。

3 市主催等イベント等開催について

(1) 基本的考え方

- ① イベント等の開催に当たっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式(※)」の考え 方を踏まえるものとする。
- ② クラスターが発生するおそれがあるイベント等や、「三つの密(*)」のある集まりについては、開催の中止又は延期とする。

特に、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難な大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期を含め慎重に検討すること。また、感染が拡大している都道府県からの参加は、当面ご遠慮いただくものとする。

③ 上記以外のイベント等については、次の各期間に応じた人数を目安としつつ、適切な感染防止策を講じた上で実施可能とする。ただし、今後の感染症拡大の状況により、変更する場合があるものとする。

ア 6月1日~6月18日 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加

人数にすること、屋外であれば 200 人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること。 (できるだけ 2 m)

- イ 6月19日~7月9日 屋内、屋外ともに1,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- ウ 7月10日~8月31日 屋内、屋外ともに5,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)
- (2) イベント等を開催する条件
 - ① 人と人との間隔を2m程度確保すること。
 - ② 会場面積を一人当たり4㎡以上、または座席の間隔を前後左右一人置きに確保すること。
 - ③ 定期的に換気を行うこと。(屋内の場合)
 - ④ 多くの方が触れる場所の消毒を徹底すること。
 - ⑤ 大声での発声、歌唱や声援、または接近した距離での会話等が原則想定されないこと。(屋内の場合)
- 4 イベント等開催のための適切な感染対策

イベント等を開催する場合は次のことに留意する。

- (1) 事前の周知における主催者の対応
 - ① 当日を含め、イベント等の参加時の過去2週間以内に発熱(受診や服薬等により解熱している状態を含む)、呼吸器症状(せき、くしゃみ等)がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。
 - ② イベント等の参加者や施設利用者(以下「参加者等」という。)に対して、事前の家庭での体温測定や参加時のマスク着用等の注意事項を周知する。
- (2) 開催時等における主催者の対応
 - ① 参加者等が「三つの密(*)」とならないよう、入場制限や誘導等を実施する。特に、イベント等の前後や休憩時間等を含め、会場・施設内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
 - ② 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
 - ③ 多くの方が触れる場所 (ドアノブなど) をこまめに消毒する。
 - ④ 換気が悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる 換気を行う。運動施設においても、密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
 - ⑤ 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。
 - ⑥ 参加者等に対して、マスクの着用や咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。
- (3) 主催者等によるフォロー
 - ① 主催者は、参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。
 - ② 屋内(室内)イベントの実施に際しては、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行うクラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握するよう努めるものとする。
 - ③ 施設管理者は、イベント主催者に感染症防止対策の徹底を要請する。

- 5 指針の適用期間
 - この指針の適用期間は、令和2年8月31日までとする。
- 6 指針の改正について
 - この指針は、同感染症の発生動向、国及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。
- 7 附 則
 - この指針は、令和2年2月20日から施行する。
 - (略・令和2年2月25日、同年3月24日、同年4月6日、同年4月18日、同年5月11日、同年5月16日、令和2年6月1日施行)
 - この指針は、令和2年8月1日から施行する。
- 「三つの密(*)」: ①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発声をする「密接場面」

「新しい生活様式(*)」: 令和2年5月4日新型コロナウイルス専門家会議からの提言に基づく感染拡大 を防止するための生活スタイル

事務連絡

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

8月1日以降における催物の開催制限等について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2月5月25日変更)に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきたが、8月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物開催の目安

8月以降のイベント開催については、令和2年5月25日付け事務連絡の別紙において、収容率の制限(屋内は50%以内、屋外は十分な間隔(できるだけ2m)を維持する一方、人数上限(5,000人)を撤廃するとの目安を示してきたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」2. (1)に留意すること。

なお、9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2. (2) に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

3. 祭り等の行事の開催にあたっての留意事項

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が 困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよ う促すこと。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。一方、引き続き適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保(1 m)、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対しイベントを開催する前に、イベント参加者に厚生労働省から提供されている接触確認アプリや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用を促すとともに、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底することを促すこと。

以上

- 〇 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、 基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」 等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策(行動管理含む)の呼びかけ。
- **感染拡大の兆候**やイベント等での**クラスターの発生**があった場合、**イベントの無観客化や延期、中止等**も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析**を出来る限り活用(業種別ガイドラインの改定にも活用)。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、**感染状況等に変化**がみられる場合、**段階的解除の目安の変更**や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

| 時期 | | 収容率 | 人数上限 |
|-------------------------|----|-------------------|-------|
| 【移行期間】 ステップ① | 屋内 | 50%以内 | 100人 |
| 5月25日~ | 屋外 | 十分な間隔 *できれば2 m | 200人 |
| ステップ② 6月19日 ~ | 屋内 | 50%以内 | 1000人 |
| *ステップ①から約3週間後 | 屋外 | 十分な間隔 *できれば2 m | 1000人 |
| ステップ③ 7月10日 ~ | 屋内 | 50%以内 | 5000人 |
| *ステップ②から約3週間後 | 屋外 | 十分な間隔 *できれば2 m | 5000人 |
| 【移行期間後】 感染状況を見つつ、 | 屋内 | 50%以内 | 5000人 |
| 8月末まで維持 | 屋外 | 十分な間隔 *できれば2m | 5000人 |

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

イベント開催制限の段階的緩和の目安(その2)

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、 感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない(**無症状で感染させる可能性も)。

<具体的な当てはめ>

| 時期 | コンサート等 | 展示会等 | プロスポーツ等 ^(全国的移動を伴うもの) |
|---|--|---|---|
| 【 移行期間】 ステップ① 5月25日 ~ | 【100人又は50%(注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発する もの、人との間隔を十分確 保できないもの等は慎重な 対応、管楽器にも注意 | 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | × |
| ステップ② 6月19日〜 *ステップ①から約 3週間後 | 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、 人との間隔を十分確保できない もの等は慎重な対応、管楽器に も注意 | 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | 【無観客】 (ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主 催者による試合中・前後におけ る選手等の行動管理 |
| ステップ③ 7月10日〜 *ステップ②から約 3週間後 | 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの 等は、厳格なガイドラインによ る対応 | 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 | 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による 試合中・前後における選手・観 客等の行動管理 |
| 【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持 | 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの 等は、厳格なガイドラインによる対応 | 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応 | 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による 試合中・前後における選手・観 客等の行動管理 |

| 全国的・広域的 | 地域の行事 |
|---------|---|
| | 【100人又は 50%(屋外200 人)】 *特定の地域からの来 場を見込み、人数を管理できるものは可 |
| × | |
| | * 特定の地域 からの来 場を見込み、 人数を管 理できるものは 可 |
| × | |

お祭り・野外フェス等

外出自粛の段階的緩和の目安

- ○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**外出自粛の強化**等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析**を出来る限り活用(業種別ガイドラインの改定にも活用)。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

| 時期 | 外出自粛 | | | | | | |
|--|--|-----------------------------------|--|--|--|--|--|
| | 県をまたぐ移動等 | 観光 | | | | | |
| 【 移行期間】 ステップ① 5月25日~ | <u> </u> | \triangle | | | | | |
| ステップ① 6月1日~ | *一部首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)、北海道との間の 不要不急の県をまたぐ移動は 慎重に 。 | *観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保 | | | | | |
| ステップ② 6月19日〜 *ステップ①から約3週間後 | | \triangle | | | | | |
| ステップ③ 7月10日〜 *ステップ②から約3週間後 | 0 | *観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、 人との間隔は確保 | | | | | |
| 【 移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持 | | O | | | | | |

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「**業種別ガイドライン**」等に基づく行動、施設利用者等の**連絡先把握や接触確認アプリ**の周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**施設の使用制限**等を含めて、国と連携しながら、 都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する 分析**を出来る限り活用(業種別ガイドラインの改定にも活用)。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

| 時期 | クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等 | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | 接待を伴う飲食業、ライブハウス等 | カラオケ、スポーツジム等 (注) | | | | | | |
| 【移行期間】 ステップ⑩ 5月25日~ | ×∼△ | *知事の判断。 *業種別ガイドラインの作成。 | | | | | | |
| ステップ① 6月1日 ~ | *知事の判断。 *業界や専門家等による 更なる感染防止策等の検討 。 | | | | | | | |
| ステップ② 6月19日〜 *ステップ①から約3週間後 | | *人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン 等を遵守。知事の判断。 | | | | | | |
| ステップ③ 7月10日〜 *ステップ②から約3週間後 | * 感染防止策を徹底 し、 厳密なガイドライン 等を遵守。 知事の判断。 | * クラスターが発生した場合等には 休業要請 等を検討。 | | | | | | |
| 【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持 | * クラスターが発生 した場合等には 休業要請 等を検討。 | | | | | | | |

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策

(令和2年7月30日改定)

福島県

1. 区域

福島県全域

2. 期間

令和2年8月1日(土)から令和2年8月31日(月)まで

3. 実施内容

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- ・「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」 の「3つの密」を徹底的に回避すること。
- ・外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分にとれない場合は、マスクを着用すること。ただし、熱中症には十分注意すること。
- ・まめに手洗いや手指を消毒すること。
- ・人と人との距離を確保(できるだけ2m、最低1m)すること。
- 接触確認アプリを活用すること。
- ・発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養すること。
- ・体調に異常を感じたときは「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

イ 職場における感染対策

・時差出勤や在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、テレビ会議などの取組を推進すること。

ウ 移動に関する感染対策

- ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・県外との往来は、移動先(地域)の感染状況を十分に確認し、3密となるような場所には近づかない、感染防止対策が徹底されていない施設等は利用しない、マスク着用等の感染防止対策を徹底するなど、細心の注意を払った上で、より一層慎重に行動すること。
- ・感染者の大幅な増加が見られるような感染リスクの高い地域に移動しようとする場合は、その必要性を慎重に判断するとともに、そうした地域から御家族が帰省する場合等には、接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

(2)施設に対する協力依頼

- ア 全国においてクラスターの発生がみられることから、全ての事業者や業界団体 において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感 染拡大を予防するための工夫(例)」等に基づく、感染防止対策の徹底を依頼。
- イ 接触確認アプリのダウンロードを従業員や利用者に促すこと。
- ウ <u>県のHPで作成することができる「新しい生活様式実践ポスター」を活用する</u> こと。

(3)イベント等に関する協力依頼

- ア 屋内、屋外ともに5,000人以下の参加人数とすること。
- イ「業種別ガイドライン」に基づき、基本的な感染防止策を徹底すること。
- ウ イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。 また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。
- エ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えても らうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- オ 全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベント主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

【イベント等の開催可否の判断】

- ・屋内にあっては収容定員の半分 程度以内の参加人数にすること。
- ・屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。
- ・収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとする。

【祭り等の行事の開催について】

- ・全国的または広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止 を含めて慎重に検討すること。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的または広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては人数制限を設けないが、適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保(1m)、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講じること。

(4)感染拡大の傾向がみられた場合の対応

今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、国と連携して特措法第24条第9項に基づく措置を含め、次により対応する。

ア 外出の自粛等

・外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

イ イベント等の開催

・催物の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ウ 施設の使用制限等

・施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。

「新しい生活様式」の実践例

(1)一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 口人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 口会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- □外出時や屋内でも会話をするとき、<u>人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク</u>を 着用する。ただし、<u>夏場は、熱中症に十分注意</u>する。
- 口家に帰ったらまず<u>手や顔を洗う</u>。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 口手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- □感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 口発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 口地域の感染状況に注意する。

<u>(2)日常生活を営む上での基本的生活様式</u>

- 口まめに手洗い・手指消毒 口咳エチケットの徹底
- 口こまめに換気 (エアコン併用で室温を28°C以下に) 口身体的距離の確保
- □「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ロー人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- □ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養













密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 口通販も利用
- □ 1 人または少人数ですいた時間に
- 口電子決済の利用
- 口計画をたてて素早く済ます
- ロサンプルなど展示品への接触は控えめに
- ロレジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- □公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 口筋トレやヨガは、十分に人との間隔を もしくは自宅で動画を活用
- ロジョギングは少人数で
- 口すれ違うときは距離をとるマナー
- 口予約制を利用してゆったりと
- 口狭い部屋での長居は無用
- 口歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 口会話は控えめに
- □混んでいる時間帯は避けて
- 口徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 口持ち帰りや出前、デリバリーも
- □屋外空間で気持ちよく
- 口大皿は避けて、料理は個々に
- 口対面ではなく横並びで座ろう
- 口料理に集中、おしゃべりは控えめに
- 口お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

<u>イベント等への参加</u>

- 口接触確認アプリの活用を
- 口発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4)働き方の新しいスタイル

- ロテレワークやローテーション勤務 口時差通勤でゆったりと ロオフィスはひろびろと
- 口会議はオンライン 口対面での打合せは換気とマスク
- ※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

ウイルス 感染対策は 忘れずに!

熱中症を防ぐために

マスクをはずしましょう



屋外で

人と2m以上

(十分な距離)

離れている時





激しい運動は避けましょう

のどが渇いていなくても こまめに水分補給をしましょう



特に注意しましょう





暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ·涼しい室内に入れなければ、外でも日陰へ



のどが渇いていなくても こまめに水分補給をしましょう



・1日あたり

1.2L(パル)を目安に



1時間ごとに 入浴前後や起床後も コップ1杯 まず水分補給を

ペットボトル 500mL 2.5本

トル コップ約6村



·大量に汗をかいた時は<mark>塩分</mark>も忘れずに

エアコン使用中も こまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)



一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を 循環させるだけで、換気は行っていません

- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する



・換気後は、エアコンの温度を こまめに再設定

D

暑さに備えた体づくりと日頃から体調管理をしましょう

・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない 範囲で適度に運動(「やや暑い環境」で「ややきつい」 と感じる強度で毎日30分程度)





- ・毎朝など、定時の体温測定と健康チェック
- ・体調が悪い時は、無理せず自宅で静養

知っておきたい 熱中症に関する大切なこと



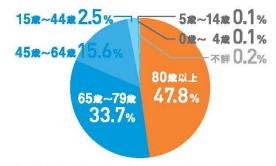
熱中症による死亡者の数は

真夏日(30℃)から増加

35℃を超える日は特に注意!

運動は原則中止。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動してください。

■年齢別/熱中症死亡者の割合



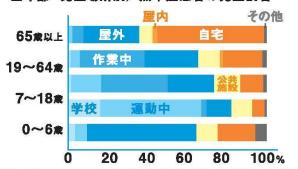
出典:「熱中症による死亡数 人口動態統計2018年」厚生労働省

熱中症による死亡者の

約8割が高齢者

約半数が80歳以上ですが、若い世代も注意が必要です。

■年齢・発生場所別/熱中症患者の発生割合



出典:「救急搬送データから見る熱中症患者の増加」国立環境研究所 2009年

高齢者の熱中症は

半数以上が自宅で発生

高齢者は自宅を涼しく、若い世代は屋外 での作業中、運動中に注意が必要です。

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。 周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

出典:厚生労働省

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)

| | 屋夕 | ŀ | | | | 屋内 | | | |
|------|------------------------------|--------------|--------------------|----------------------------------|-------------------------------|-----------------------|-------------------|---------------------|--------------------------|
| | 運動施設 (屋外) | 公園 | 映画館 公会堂 演芸場等 | 物品販売業 (スーパー等) | 博物館 美術館 図書館 | 理美容 ほか 対人サービス 業 | 学校 学習塾 | 公共交通 | 飲食店 |
| 密接 | ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限 | | | 入場人数の制限・ 滞在時間の制限 | | 滞在時間の 制限 | 小人数で 滞在 時間の制限 | 乗車人数制 限・時差通 勤 | 入場人数の制 限・滞在 時間 の制限 |
| 密集 | 接触 スポーツの 制限 | 密の注意喚 起掲示 | 四方を 空けた 席配置 | レジ等で間隔 を空ける (床に印をつ ける等) | 四方を空け た席配置・ 展示配置の 工夫 | 四方を 空けた 席配置 | 四方を 空けた 席配置 | 座席間隔に 留意 | 座席間隔に 留意・ 真正 面は避ける |
| 密閉 | _ | | | 頻繁な換気(窓開け、扇風機) | | | | | |
| | | | • | | マスク着用 | | | | |
| | | | | 対面す | る場でのビニールス | カーテン等設置・対 | 面機会を避ける | | |
| 衛生対策 | スポーツ後の 飲み会等は 控える | | | 入場時号 | F指衛生 | こまめな 手洗い | _ | 入場時 手指衛生 | |
| その他 | 共用物品・設備の消毒(ディスポの利用も)、キャッシュレス | | | | | | | | |
| | ー (滞在時間が長い場合)入場時体調チェック | | | | | | _ | | |
| | 従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散 | | | | | | | | |

「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」(令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を参考に作成